

第40回平成23年11月与謝野町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 平成23年11月25日

開閉会日時 午後1時30分 開会 ～ 午後3時09分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	商工観光課長	太田 明
総務課長	奥野 稔	農林課長	永島 洋視
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課係長	市田 桂一	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長補佐	平 勝成	水道課長	吉田 達雄
会計室長補佐	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第 7号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)
(報告～質疑)
- 日程第4 議案第116号 与謝野町職員の給与に関する条例等の一部改正について
(提案理由説明～表決)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長 (井田義之) 午前中の戦没者追悼式、大変ご苦労さんでございました。11月も残るところわずかとなり、寒暖の差の激しい中にも、いよいよ冬の訪れを感じるころとなつてまいりました。先月も25日が臨時会、きょうも25日ですけれども、臨時会をお世話になります。皆様方のご協力をよろしく願いをいたします。

なお、本日、臨時会終了後、活性化委員会が開催されますので、お知らせをしておきます。

ご報告しておきます。白杉教育委員長から欠席の届が参っております。宇野会計室長から欠席の届が参っており、代理として飯澤室長補佐が出席をしております。

小池野田川地域振興課長から欠席の届が参っております。以上、皆さんにお知らせをしておきます。

ただいまの出席議員数は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配付しておりますように、本臨時会に提出されております議案は、報告第7号、専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)ほか1件であります。

以上、2件を上程いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、3番 有吉正義議員、4番 杉上忠義議員、以上2名にお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (井田義之) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

議題に入ります前に町長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

太田町長。

町長 (太田貴美) 議長のお許しをいただきまして、一言ごあいさつ申し上げます。

山々の木々も濃淡色鮮やかなコントラストを描いておりますが、少しずつ冬の支度をしているような、きょうこのごろでございます。先月の10月29日、30日は第26回国民文化祭ということで、当町も与謝蕪村顕彰「俳句大会」を開催させていただきました。また、11月13日、与謝野町のオータムフェスティバル並びに岩滝大名行列等、例年になく大きな事業を町民の皆さん、あるいは議会の議員の皆さん方のご協力によりまして滞りなく成功裏のうちに終えることができました。いろいろとお世話になり、ありがとうございました。

本日は、午前中の戦没者追悼式に引き続きまして第40回平成23年11月与謝野町議会臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私ともに大変ご多忙の中、ご参集いた

だき、心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、本臨時会におきましては、専決処分1件のご報告をさせていただきますが、今回の専決処分は公用車の交通事故にかかるものでございまして、幸い人命にかかわるような事故には至りませんでした。また、公用車を全損させ町民の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことに対し、この場をおかりいたしまして深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

また、議案といたしましては、与謝野町職員の給与に関する条例等の一部改正議案をご提案することといたしておりますので、どうぞよろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。簡単でございますけれども、開会のごあいさつとさせていただきます。どうかよろしく願います。

議 長（井田義之） 日程第3 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 報告第7号 損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の定めにより専決処分したので、その内容をご報告申し上げます。

専決処分の対象となりました事故は、1件でございます。平成23年8月11日、午後4時10分ごろ、与謝野町字弓木の府道弓木岩滝線におきまして、商工観光課の職員が運転する公用車が相手方の所有する電話柱に衝突するという事故が発生いたしました。幸いにも運転していた職員にけががなかったものの、公用車は修復不可能なまで破損してしまっております。この事故について、当町で加盟する保険会社と相手方で協議しました結果、過失割合を当方が100%、相手方がゼロ%とした上で、公用車が加盟する対物共済から相手方損害額であります20万1,742円を相手方に支払い、一方の公用車につきましては、公用車側の損害額72万1,000円を車両共済から賠償するとして、示談が成立したものでございます。

この事故につきまして、示談の協議を受け、地方自治法の定めによりまして、専決処分としました。なお、今後は一層安全運転に努めるよう職員に指導してまいりたいと思っております。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。どうも申しわけございませんでした。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） ただいま町長のほうから報告等ありました事故につきまして、町長のほうからおわびの言葉がありましたんですが、この事故については、たまたま私も現場に居合わせまして、初めから最後まで見ておりましたので、非常に気になる事故であります。したがって、若干、質問をさせていただきます。

毎回、いろいろと申し上げておるんですけれども、やはりこの事故は、電柱1本、いわゆる電話線の1本が折れたという事故でございますけれども、一歩間違えれば大変大きな、私は重大事故につながったのではないかなというふうに思っております。ブレーキはノーブレーキ、しかも電柱は相手車線にある電柱、電柱がなければ家に突入しておる大きな事故であったというふうに、

私は思っております。電柱は1本20万円ほどでございますけれども、やはり車両は全損で72万円の損害になっておりますし、合計で92万円ほどの損害でございます。

問題は、この事故の原因が、私はどうしても、あの現場におってもわからないというふうに思いましたので、まず、この原因の究明と、それから、再発防止への対策、並びに運転手への指導、これは、どのように事故後されたのか、その辺について担当課長か、安全運転管理者の方に、どちらかでも結構でございますので、ひとつ報告をしていただきたいと思いますというふうに思います。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。今回、このような大変な状況が発生したことにつきましては、本当に心からおわびを申し上げたいというふうに思います。日ごろからも所管課である総務課からでございますけれども、糸井議員からも、それぞれ交通関係に伴います公用車の事故問題につきましては、ご指摘を受けておまして、総務課からも、いろんな指導をいただいております。そういった中で、私のほうからは、この事故の原因究明につきましては、本人との話し合いの中での聴取ということにはなりますけれども、基本的には操作ミスということでございます。本人は車の運転が未熟であるということにつきましては、私のほうも承知をしておりましたし、そういった中で4月からは、できるだけ一緒に同乗をいたしまして、私どものほうが、いわゆる上席のほうが運転をし、横で運転の関係については指導してきた経過がございます。できるだけ、それを早く解消して、みずからが運転ができるような能力をつけていこうという形で取り組んでおったやさきの話でございます。特に、この8月11日という日にちでございますけれども、ご承知のとおり、ひまわりの15万本事業の真っ最中ございました。そういった中で、現場と庁舎等々の関係もございますし、また、いろんなほかの業務も入っておりますので、この事故が発生しましたところは、ときには本人1人の運転ということでございます。結果的に、そういう形になったものと認識、分析しております。

本人いわく糸井議員も現場を見ておられたと思いますけれども、いわゆる前方に小動物が飛び込んできたというような状況の中で、ブレーキも踏めず状況の中で反対車線にハンドルを切ったところ、電柱にぶつかったということでございます。いわゆる総合的に判断をいたしまして、運転技術の、もう少し、この技術の向上がない形の中で運転をさせたというところに大きな問題があるかと思いますが、そればかりではないと思いますけれども、私どものほうとしましては、そういう分析をしております。もちろん、ほかの課員につきましても、車の運転につきましては、当然、日誌等もつけまして、安全運転に努めるということについては、認識しておりますけれども、残念ながら結果的に、こういうふうな状況になったというふうに考えているところでございます。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今回の事故につきましては、大変大きな事故でございます。おわびを申し上げたいというふうに思っております。先ほど、原因等につきまして担当課の商工観光課長のほうから報告を申し上げました。交通事故につきましては、昨年も大きな事故はございました。そういったこともございまして、車の朝の始業点検、それはもとより、安全運転については徹底して指導しておりますけれども、これは、もうお互いに職員一人一人が高い意識を持っていただくといったことで努めさせていただくということが、まず、第一だというふうに思っております。

それでまた、庁舎、3庁舎ございます。安全運転管理者につきましては庁舎ごとに置かなければなりませんので、車の台数の関係で、加悦におきましては加悦の地域振興課長、野田川におきましては、野田川の地域振興課長、それから、本庁舎におきましては、私がやっております。まして加悦におきましては、車の台数が多いですので、副安全運転管理者といったことで、これはもう法的にも置かなければなりませんので、置いております。そうした中で、先週も三日間にわたりまして交通安全の研修を、安全教育でございますけれども、させていただきました。そういったことを通じまして、それぞれの職員がお互い事故に注意をするといったことで、事故が起きるのが、大体、言われておりますのがわき見運転、あとはスピードの出し過ぎといったことも、そういった中で、研修の中でお聞きしておったわけですが、そういったことを踏まえて今後も安全運転に努めるように、これは総務課は、そういった担当課でございますけれども、各課長、職員に対して徹底をしていくように努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 今、事故原因については、運転者の操作ミスと、運転者の操作の未熟、運転の未熟さによって起こした事故だというふうに報告があったわけですが、私が見る限り、それは、もちろんそうだと思いますが、ブレーキ痕が全然ないわけなんでね。ノーブレーキで中央車線を飛び越えて相手の車線に入り込んで衝突したということは、私は居眠り運転ではなかったかなというふうに思っております。

その職員に運転させる場合、私は、その方がどんな方か、私は知りませんが、聞くところによると新しく入ってこられた職員というふうに聞いておりますけれども、やはり運転させるとき、させるための、そういった指導をした上での、ですから、だれでも乗せたらいいというふうなことで乗せておられるのかどうか、何か庁舎内で、その辺の取り決めがあるのかどうか、やはりきちんとした安全運転への教育をした上で公用車を運転させるということではなしに、無制限にだれでも公用車を運転してもいいというふうなことになっておるのか。その辺はどのようになっているのでしょうか。お尋ねをしておきたいと思います。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 糸井議員のご質問にお答えしたいと思います。特に新人につきましては、運転免許を持って入庁したといったことが、ほとんどがそうだと思いますけれども、そういった中で、今、糸井議員がおっしゃいました交通事故の運転に関する教育と申しますか、そういったものは残念ながら今回、行っておりませんでした。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 問題は、交通事故を今後、起こさないという再発防止、いわゆる類似事故を防止するという観点で、非常に対策というのが、私は必要だろうというふうに思っております。

近年、この議会にもたびたび事故の報告がされております。私は、そのぐらい大きな、たくさん車を持っておるわけですし、ある程度、事故も起こり得る可能性もあるわけですが、少し多いのではないかなと、職員の事故が、私は、そういうふうに感じておるわけですが、そこでちょっとお尋ねするんですが、どんな事故でもというわけではないのですが、やはりこのような大きな、私は事故だというふうに思うんですが、こういった事故を起こした場合、職員に

反省させる意味も含めて、一定の損害額を徴収する考え方はございませんでしょうか。これはあくまでも責任を追及するわけではなしに、事故防止を主眼として本人に少しでも賠償させて、そして、反省と注意と自覚、そういったものを感知させて、今後の再発防止に努めていくと、そういう意味合いでの損害賠償を求めることはできないのかどうか、そこら辺はいかがでしょう。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 糸井議員のご質問にお答えしたいと思います。事故がございまして、事故を起こした職員につきましては、懲戒規程に基づきまして厳重に注意をいたしております。

今、ご質問のことは、それならば被害額の一部を損害賠償として科することができないかということでございます。今、私どもの考えておるところでは、その考えは持ち合わせておりません。また、制度的に、そういったことが可能かどうかということも深く研究いたしておりません。担当課といたしまして、私からの発言といたしましては、今のところは、そういった考えにはございませんので、よろしく申し上げます。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 私は、そういうことをするのが、私はいいいというふうには、私も思っておりません。ですけれども、ある程度のペナルティーをかけるのも、私はやむを得んのではないかなと。やはり反省をしてもらい、そして、自覚をしてもらい、そして、再発防止に努めていくという上においては、ある程度の職員に対する、そういった措置、ペナルティーを科すのもやむを得ないのではないかなというふうに思っております。なるほど職員が公民権の行使によって起こした事故については国家賠償法で地方自治体が、これは賠償しなさいということになっておるんです。ただし、故意、または重大な過失の場合については、請求することができとなっておりますので、私は制度上も、問題ではないというふうな認識を持っておるわけなんで、一度、そこら辺のことにつきましても、私は検討をしていただく必要があるのではないかと、今、庁舎内では、そういった事故対策の委員会もございません。そういったものも含めて、今後、委員会等も含めて設置し、そういうこともご検討いただいたら、私はいいいのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、ご意見、ご提案をいただきました。庁舎内には、そういった委員会もないというご指摘でございます。このように事故が、確かに認識といたしましては、事故が多いというふうに思っております。そういった中で、事故の対策委員会といったものを、何でも委員会を設けたらどうかと言われますけれども、そういったことも、委員会の設置も含めて、今、ご指摘がありましたことにつきましても一応、検討といたしますか、研究なりさせていただくことが必要かなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） ぜひ、ひとつご検討をいただきたいというふうに思います。

それで、総務課長、実はですね、私も私なりに委員会の規程というものをこしらえてみました。一度、総務課長にお渡ししますので、ひとつご検討をいただいて、十分そこら辺の事故防止につなげていただきたいなというふうに思います。ちょっとつくりましたんで、また、後でお渡ししますので、ひとつ内容についてご検討いただきましたら結構かと思っております。以上で、質問を終わ

ります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） 先ほど、事故の報告を受けまして、総務課長も申されておられましたように、やはりちょっと事故が多いんじゃないかと、昨年から、報告を受けておりますのに、非常に職員さん方の事故が多いというような形で今回も、そういった大きな人身事故がないというような形で、不幸中の幸いでございますけども、ちょっともう少し職員さんの気持ちの引き締めというんですか、そういったことが緩んでいるのではないかと、このように思っております。

ちょうど2年ほど前になるんですが、私の車に京都府の織物機械金属センターで展示会がございまして、私ちょっと見にいってございまして、帰り際に車、当てられまして、その指導所関係の職員の方だったんですけども、そのときに後刻、責任者の方とおわびにお越しいただいて、いろいろとお話を伺ったんですが、責任者の方が申されるのには、いわゆる公務員たるものは絶対、事故を起こしてはいけないんだと、起こされることはあっても、自分から起こしてはいけないというような趣旨の徹底をしておるといような形のことを申されまして、そういったがために、車もたくさんあるといような形のことで、保険も掛けていないといようなこともおっしゃっておられまして、あれは京都産業21だったと思うんですけども、非常に厳しい中で府の職員さん方は、そういう運転ということについての厳しさを日々やっておられる中に事故が、加害者となったといような形のことでおわびにお越しになったんですが、いわゆる職員さんの、先ほどの交通安全の、もちろんそれもそうですけども、公務員として絶対、模範となるべき、運転すべきものが、こういう加害者になるという形ことは絶対あってはならないことだといような、いわゆる綱紀粛正というんですか、そういった意味の職員教育というんですか、そういったことを、やはりもう一度、力を入れてやっていただく必要があるんじゃないかと、このように思うんですが、担当はどなたか存じませんが、一言、お言葉を賜りたいと思います。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 綱紀の保持についてのご質問でした。

毎年、6月の時期、それから、この11月、12月の時期と、交通安全のみならず、日ごろの仕事のあり方、あるいは私生活におけるあり方等々含めまして、町長の名前で綱紀の保持について依命通達を流しております。それ以外に、先ほど来、総務課長がお答えしておりますように、ことあるたびに交通事故の防止、あるいは、それ以外の、そのときのタイムリーな話題で、タイムリーな内容で職員には通知、通達をいたしております。そのことについては、十分職員も認識をしてくれておるとは思いますけども、冒頭、議員がおっしゃいましたように、交通事故が多いのではないかと、確かに路上における交通事故のほか、例えば、役場敷地内のガレージから出るとき、ガレージの支柱にちょっとこすってみたりとか、そういったささいなことも含めると本当に議員がご指摘のように少ないことはない、いやむしろ多いだろうというふうに私は認識をいたしております。このことは、この公用車の保険をお世話になっています京都府の町村会からもそういったことで、合併して町域が広がったとか、いろんな事情があるにせよ、ちょっと多いのではないですかということで注意を受けております。

今回、こういった形で議会のほうにご報告をさせていただくこの契機に、先週は三日間に分け

て研修をしたんですけども、さらに、これから気ぜわしい年末、あるいは冬場に向けて積雪も予想されますので、いま一度、全職員に、臨時の方も含めまして交通事故の防止、安全運転については、私用車の運転も含めて、再度、徹底をしてまいりたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） お互い生身の人間でございますので、完璧なことを思っておってもできがたい、ましてや、私たちも高齢化になっておりまして、しゃんとしとるつもりが、しゃんとできていない現実が多々ございまして、そんな大きなことも申すこと、資格もございませんけども、いま一つ、いわゆる管理者の皆様はもちろんのこと、職員、若い方々にも、そういった指導の徹底を心がけてやっていただきたいと、こういうふうをお願いしまして、質問を終わります。

議 長（井田義之） ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第7号を終わります。

次に、日程第4 議案第116号 与謝野町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第116号 与謝野町職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、ことし9月30日に国会と内閣に対して提出された人事院勧告に基づき、議案資料にありますように、ことし4月時点での給与の官民格差を是正する措置を講じるものでございます。まず、給料表についてですが、本町職員の給料表が国の一般職給料表に準じて定めておりますことから、今回の人事院勧告のと通りの改正を行うものです。国の給料表の改正が、およそ40歳以上の中高年齢層に限って行われましたので、当町でも同様に改正を行うこととしております。

続いて、現給保障についてですが、ご承知のとおり平成19年7月に実施しました、いわゆる給与構造改革により大幅な給料の減額措置が行われましたことから、その後の昇給等で実施前に支給しておりました給料の額を超えるまで、その実施前の給料の額を保障することとしておりました。しかし、昨年の人事院勧告で、その基本となる給料表が下がりましたので、これにあわせて、その保障する額も下げる措置がとられ、ことしも同様に下がりましたので、この現給保障額も引き下げることとしております。

また、その割合は、国が行政職給料表（一）の全体への影響額の最大の率を引き下げるのに対し、当町では行政職給料表（一）の1級から5級までの平均引き下げ率で引き下げようとするものでございます。

最後に、この条例の附則におきまして、この条例の施行日を12月1日からとしておりますし、ことし4月時点での官民格差の是正のための調整措置として、ことし4月から11月までの給料と6月の期末勤勉手当に給料の平均引き下げ率0.2%を乗じて得た額を12月の期末手当で調整することとしております。なお、国家公務員の給与に関しては、給与臨時特例法案が提出され

ているところですが、これにつきましては、人事院が憲法上の疑義があると強い懸念を示しているところであり、民間給与との官民格差の是正については人事院の調査により示された格差を解消すべきと考えております。

いずれにいたしましても、昨年に引き続き今回の人事院勧告につきましても、民間企業の長引く業績悪化に伴って公務員給与に対して大変厳しい勧告となっておりますが、職員組合のご了解を得て、このようにご提案を申し上げたものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について、質問をいたします。

今、町長から説明がございました。提案理由といたしまして、人事院勧告に基づく本町の職員に対する給与についての改定という説明でございました。それで、今、町長の説明にもありましたように、国会で今、人事院のあり方そのものが議論をされているところがございます。それで基本的な考え方として、町長にお尋ねしておきたいというふうに思います。人事院の基本的な考え方は、勧告は労働の基本条例の制約の代償として公務員に対する適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での必要な基盤となっているということと。給与は、市場原理による決定が困難であることから、勧告に当たっては経済、雇用情勢等を反映し、労使交渉等によって決定される民間給与に準拠として定めることが最も合理的であるというのが一般的な考え方でございます。この点につきまして、町長のお考えをお尋ねしておきたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ただいまのご質問の趣旨といたしますか、その中身につきましては、そのとおりだというふうに思っております。ただ、今の状況の中では国の、そうした考え方に大きなずれといたしますか、出てきておりますので、その辺につきましては、今後、見守るということしかないというふうに考えております。

先ほども申し上げましたように、これにつきましては職員組合との話し合いを持った中でのいたし方ないという、そういう回答を得ましたので、ご提案を申し上げさせていただきます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 与謝野町職員組合の了解ということで今、お話がありました。私の知るところによりますと、10月31日に京都府の人事委員会から職員の給与等に関する報告、勧告の概要が公表されました。11月9日、水曜日に京都府の今は自治振興課から各市町村に通告、要請があったと聞いております。そこで、与謝野町職員組合には15日に通告要請があったと聞いております。この間、非常に短い間に協議していただきたいということで、議会運営委員会、本町の議会の議会運営委員会、22日に開催、ですから21日までに与謝野町職員組合の返事をせよということでしたけども、こういったやり方が果たしてよろしいといたしますか、あまりにも時間が短いのではないかとこのように、私は思うんですけども、町長の見解はいかがでしょうか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 杉上議員のご質問にお答えいたします。確かに議員がおっしゃいましたように、今回、職員組合へは11月15日、先週の火曜日に申し入れをさせていただきました。その前日、14日、月曜日には今年度の職員組合からの要求をいただいたわけです。その明くる15日に、我々のほうから職員組合に今、提案をさせていただいております内容について提示、申し入れをさせていただきました。

火曜日の申し入れ、提示から22日の火曜日がちょうど議運でありましたので、いかにも1週間、週末を挟んで1週間という中での検討をお願いいたしました。議員がおっしゃいますように、組合組織としましても、執行部で受けとめて全組合員の総意を集約しようと思えば職場も非常に離れている中で、いかにも時間がないというのは、もうおっしゃるとおりですし、そのことは15日に組合に提案をさせていただくときに重々、こういった提案の仕方はないんだけど、その前段に京都府の自治振興課が府内市町村の給与担当課長会議を招集をされまして、京都府での考え方、国の動向、府内市町村の動向なんかを把握しましたので、どうしても、その会議を受けてからの提案にならざるを得なかったわけなんですけど、先ほど申しあげましたように、いかにも日にちがないということで、そのことは重々おわびをして、ただ、町の日程で申しわけないが、できますれば1週間足らずで検討を深めていただきたいということを正直お願いをいたしました。

組合も時間がない中で執行部が中心になって、いろいろ検討をしていただきまして、結果、21日、月曜日に妥結やむなしという回答をいただきました。ただ、その中では、先ほど申しあげましたように、14日に職員組合から提案、要求をいただいています。その回答についても、一定の回答はさせていただいておりますが、この人勧に基づく組合からの回答をいただくときには、さらに今年度の要求に対する回答を、もっともっと踏み込んで検討を深めてほしいということは強く組合のほうからは言われております。

以上、少し長くなりましたが、経過を申しあげました。

議長（井田義之） 杉上議員。

4番（杉上忠義） そこで、今、副町長から答弁がありました。今後は、もう少し余裕を持って職員組合に通告、あるいは要請をするというお約束をしていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今回の提案を組合のほうにさせていただきまして、そのときに執行部とも、いろんな話し合いをさせていただきました。いかにも時間がないということ。それから、この間、組合が十分納得をしていない中で強行されたということもありまして、職員組合、職員と我々、町長や我々と理事者との信頼関係が揺らぎかねないということで、こういった短期間の提案、検討については厳しく言われております。ただ、先ほど、ご質問にもありましたように現在、人勧制度そのものを大きく見直そうという動きがあります。さらに、国家公務員に関しましては、人事院の勧告が、片や出ておる中で、国家公務員の給与の特例法案も検討がなされております。こういったことで今後の給与改定につきましては、ことしのようにおくれることがないということは言えないこともないのではないかとということなんで、努めて職員組合のほうに提案をさせていただく場合には十分組織内の検討がしていただけるように余裕を持って提案をしてまいりたいとい

うふうには考えておりますけれども、若干、国の動きや公務員の給与に関する制度の根本にかかわる問題なんかもいろいろありますので、完全にそういったお約束はできませんが、努めて、そういった時間は担保する形で労使の交渉は進めてまいりたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今、答弁にありましたように、職員組合との信頼関係を築いていただきたいというふうに思います。

続きまして、町長の提案説明にもありましたように、中高年に対する給与の構造改革を実施するために減額に、平成24年度は上限1万円の減額、25年度には4月1日より廃止というような方向も人事院から示されております。この点につきまして与謝野町におきます方向性といえますか、取り組み方はいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、議員がおっしゃいましたように、来年4月から2分の1縮減、そして、25年の4月からは全廃ということが人事院の勧告で報告、あるいは勧告がなされております。こういったことが勧告で出ているということは職員組合も承知をされておりますし、せんだって組合のほうに申し入れをしたときに、こういった動きがあるということは申し上げてはおりますが、この問題については今後の検討ということで、まだ、職員組合とは突っ込んだ話し合いはしておりません。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 40歳以上の中高年にとりましては、大変厳しい方向が示されております。ぜひとも、職員組合を通じまして慎重な協議をお願いしておきたいというふうに思います。

続きまして、関連ですけど、京都府の人事委員会の勧告、報告の中に、持ち家住居手当の廃止というのがありますけれども、本町におきましては現状と、今後の方針はいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 京都府におきましては、今、住居手当の話でございます。持ち家というのは2年前に廃止をいたしております。京都府では、まだ、残されているということでございまして、実態は多くの市町村が持ち家の住居手当については、廃止をされていると思っておりますし、本町につきましても廃止をいたしております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） そのほかにも非常勤職員の勤務条件の改善等々、いろんな報告、勧告が京都府人事委員会からも出されているところでございます。十分な職員組合との協議、話し合いを求めておきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 町政を進める場合に、町長や私どもだけで町政を進めることはできません。職員の理解と協力がなければできないことでありますし、そのことが何よりも一番大事なことだということ、労使の信頼関係が、日常の信頼関係がなければ仕事は前に進まないし、町民の方の期待にこたえることはできないので、信頼関係は基本の基本で大事にしていきたいということは、以前から職員組合のほうに申し上げておりますし、そのことのお礼も申し上げておるつもりです。先ほど申し上げましたように先週の月曜日に職員組合から今年度の要求をいただきました。なか

なか、こういった経済状況、あるいは財政状況の中で、十分な回答はできませんけども、できることから進めてまいりたいということで、具体的に組合から要求をされています内容について今後、一層また、協議を進めていこうという約束をした内容もありますし、いずれにいたしましても職員との信頼関係、組合との信頼関係は本当に大事にしたいというふうに思っております。

4 番 (杉上忠義) よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

議 長 (井田義之) ほかに質疑ありませんか。

7 番、伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男) それでは、たくさんいろいろと出ておりますが、重複する点も若干あるかと思ひますけれども、お伺ひしたいと思ひています。

1 点目は総務課長にお伺ひしたいと思ひています。一般的な話なんですけども、いわゆる市町村の給与、いわゆる職員給与というのは、地域のプライスリーダーになると、こういうことが言われたわけですね。現在も、そういう認識を総務課長はお持ちなのかどうか、お伺ひしたいと思ひています。

議 長 (井田義之) 奥野総務課長。

総務課長 (奥野 稔) 伊藤議員のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。地域のプライスリーダーとおっしゃったんですね。そういったことは、それぞれ考え方があるかと思ひます。ただ、1 点だけ私が思ひしておりますのが、公務員の給与がいろんな社会制度、国が制度をつくっております、いろんな面で、それが大きな参考なり基準になっているといった事実はあるというふうに思ひしております。

議 長 (井田義之) 伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男) 今、答弁があったように、参考になるといふところが非常に大事なわけで、そういう角度から、これは見詰める必要があるんだろうということを課長自身も、ある意味、お認めになったというように思ひます。

この間、さきの9月議会でも取り上げたり本町の職員は労働条件といひますか、労働環境といふのは、決して、私は優遇されているといふふうに言えるとは思ひっておりません。職員の多くは行革方針なんかもあつて、いろいろと職員もどんどん減つて少なくなった人数で、この町を支えて、よりよい町をつくりたいといふふうに努力をしていると思ひています。課によっては配置の職員数が限界にきているという声もちらほら聞いています。これも9月議会でも述べたところで、その要因は、私は違ふ角度から見て、一つは、私も長くさせてもらっているんですが、10年、20年のスパンで考えたときに、大きな変化が起こっているなというのを実感しています。それは、国や京都府の政策的な変更や、また、新しい事業の関係で政策決定から実施期間が大変短くなってきていることで、大変な事務量が急増していると、限られた時間内に処理を迫られる。こういう現状があるのではないかと思ひます。

また、先ほどの議案でも、さきの議案でも職員の事故が起きていましたし、その前にも何度か車両の事故は起こっています。事務処理ミスの問題もありました。合併して6年になるわけですが、私は旧町の一体化を完成させるには少なくない課題が、まだまだ、残っているし、まだまだ、時間がかかると実感しています。これらの職員の働く環境に少なくない影響を与えているのでは

ないかと、今のいろんな事情がというふうに思っているんですが、副町長にお伺いします。その認識について、どのようにお考えか、お答え願えたらと思っています。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをいたします。先ほど杉上議員の答弁の中でも申し上げましたけども、11月14日付で職員組合から2011年度の要求書をいただきました。その中で4番目の項目として人事及び配置転換等に関する要求、その中で合併以来、職員が大きく減っている中で、職員の負担は非常に厳しい状況があるということでもあります。片や職員の増員は厳しいと、困難な状況にあるということについては組合も一定の理解をさせていただいております。しかしながら、合併以来、この5年、6年の間に30数名の職員が減っております。課によっては本当に7人ぐらいの課で3人が減って、4人程度の課というものもあります。片や今、議員が指摘されましたように、この間にも権限移譲で市町村に事務がふえておりますし、来年4月からまた、権限移譲の関係で京都府から市町村に事務が移譲されるという内容もあります。職員の数は減る中で、仕事は減ることはないという厳しい状況が続いておるといのは十分認識をいたしておるつもりでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 今の答弁は、対極的に私の主張とほぼ同じだというふうに理解しております。次の点ですが、これも9月議会でおおわせるような質問をしたわけですけども、課によって時間外勤務、いわゆる残業を正規に認めないような課長がいるという話を聞きました。どうなっているんでしょう。基準が明らかではないんですか、総務課長にお伺いします。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 超過勤務につきましては、副町長名で、その超過勤務のあり方というんですか、超過勤務を認めることにつきましては出ささせていただいているところです。今、各課において、課長によって、その超過勤務の認め方に相違があるのではないかとのご質問でございます。私は、そういったことは具体的に承知をいたしておりません。したがって、今おっしゃったことにつきましては各課長にも同一の統一した見解なり、超過勤務の見方につきましては、また、同じ統一した考えを持ち合わせたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 私のほうからも少しお答えをさせていただきたいと思ひます。

この時間外勤務命令の問題につきましては、11月14日付の組合からの要求書の中にも上がっております。今、議員が発言をされましたような実態があるのではないかとというような内容の要求であります。今、総務課長がお答えさせていただきましたように、合併以来、旧3町での若干温度差があるといひますか、そういったことも見受けられましたので、平成21年の春に私の名前で、副町長の名前で時間外勤務命令の適正化の具体的な方策についてという文書を職員に回覧、周知をしております。この中では時間勤務手当は、そもそもどういったものかということやら、時間外勤務命令は事前申告制でありますよ。あるいは、各課長の配慮すべき内容等々を、基本的な内容については改めて周知を図ったつもりであります。ただ、細かい部分で、いろんなケース、時間外勤務をする場合のいろんなケースがあります。単に日ごろ勤務している職場で夜の9時、10時、11時、あるいは土曜、日曜、祝祭日に出勤して職場で勤務をする例もあれば、

遠隔地での勤務、それから、単に会議の場合とか、いろんなケースがありますので、確かに想定していなかったような、こういう場合は、どういうふうに考えるんだと、卑近な例で申し上げますと、ことしの東日本大震災で水道課、あるいは保健課の職員なんかには支援に、現地に走ってもらいました。それは土曜も日曜も挟んで、それから、平日の朝早くから宿舎を出て夜遅くまで、宿舎に帰ってくるのが9時、10時という、そういった過酷な勤務でありましたけども、そういった場合は、どう考えるのかとかいう、いろんなケースがありますので、そういった、こういう場合は、こういう考え方、ただし原理原則はこうですよというのを具体的に、たくさんの例示を示して職員、さらには各課長も共通の認識が持てるように、もう少し研究をしてまいりたいということは職員組合のほうにも、この間、回答をいたしました。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひ、ここは是正をされるようお願いしておきたいと思っています。

次の4点目の質問は、この与謝野町のまちづくりを、私は最前線で段取りをしてコーディネーターとしての役割を發揮していい町をつくりたいと、いい仕事をしたいという、こういう役割を担っているのは町の職員だと思っています。一方で地域経済から見ますと、かつてない厳しい経済情勢も続いているわけです。こうした中で、以前にも申し上げましたが、小売業の業種、いわゆる事業主ですね、事業主の方が、ある方がこう言っているんです。これだけ、ものが売れなくて、購買力が落ち込むと住民の所得や給与が上がらないと買ってくれない。この解決の先頭に立ってもらうのは町だし、それから、町の職員だと、こう言っておられました。

また、何年前にも取り上げましたが、ある大学教授の調査でも農村部の自治体というのは町職員の給与が地域経済に大きく貢献している。これは前に述べてたのは、ずっと合併前の加悦のケースであったんですが、加悦町で、その比率を積算したところ、地域経済の16%を占めているということをおっしゃっていたように記憶しています。

副町長にお伺いしたいと思います。この点についての認識を副町長はどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 現在は道路網も整備をされ、職員も町民の方の多くも車をお持ちでありますので、町内での消費の実態というのは、正しくは把握をいたしておりませんが、確かに一つの事業所としても町内では一番、二番を争うような人数の事業所がありますので、町内で購買、ものを買う、その影響力は非常に大きいものがあるだろうというふうに思っております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） その関係で、もう1点お伺いしておきます。町長が、できるだけ町内で、今、車があるという話がありましたけども、町内業者からものを買うように努力していただくということをお願いする必要があるんじゃないかと、職員の皆さんに。この点はいかがですか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 経済の循環ということも職員は十分認識しておりますし、そういった認識は職員も持ってくれていると思います。ただ、週末なんかにまとまった買い物、あるいは特定のものを買うがために町を離れて買い物をするという実態もありますので、そこまでのことを町のほうが職員に制限を加えるといえますか、そういったことは難しいだろうと思いますが、職員自身も日

常の買い物は町内でという認識は十分持ってくれておると思いますし、そのことを実践してくれているというふうに思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次の質問に移ります。町職員に給与を下げるばかりでなくて、それなりの保障をしないと人材確保は一層困難になるというふうに思っています。先日、住民の方と話していたらですね、無駄を削らないとだめだが、町職員も、それなりの給与を出さないといい人材、若い人材を確保できないと、こうおっしゃっておられました。この視点が、非常に私は大事だと思うんですが、副町長は、どうお思いですか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） この間、来年の4月採用の職員試験、あるいは面接試験も行ってまいりました。確かに近隣の市や町の公務員給与なんかから大きく低い金額でありますと、なかなかいい人材は集まらないということは言えるのだろうというふうに思います。

今回の募集に当たっても地元出身の方以外にもたくさんご応募いただきましたので、そういった意味ではお金の問題だけではないですけども、地方自治に燃えて頑張って受験をしてくれた遠くの方もおられます。ただ、近隣や京都府の職員給与を大きく下がるのがあっては、やはりいい人材は集まりにくいだろうというふうに思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 時間がありませんから、次の質問に移ります。

ラスパイレスの問題です。簡単に言いかえますと、国家公務員の給与を100として、市町村の職員給与を指標で示すというものです。本来、人事院勧告というのは格差を是正してラスパイレスを100を目指すというふうに指導しているのではないですか。その点はいかがですか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員が言われましたように国家公務員の給与を100として、以前は大都市の衛星都市あたりは非常に高い公務員給与の実態がありましたので、その是正を図るという意味だというふうに理解をしております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） なかなか、この問題は難しいんですが、100を目指すんだという答弁を、僕の質問を副町長はなかば認められたというふうに理解してよろしいんでしょうね。

人勸は100がふさわしい、ラスパイレスを使ったりする信用をしているわけですから、いろいろ問題はあるんですよ。100が本当に100なのかという疑問もありますし、そうしますと、それは今後、これはまた、検討していただきたいと思っておりますが、次の質問に移ります。

ラスの関係です。現在の本町の職員給与は92.5%ということで、京都府下で下から7番目という不名誉な低い状況であります。この点について、どういう認識をお持ちなのか、町長でも副町長でも結構ですからご答弁願えたらと思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 町村の数も減りましたし、下から7番目ということですけど、市町合わせての中での下から7番目でございますので、町の中で考えれば、そんなに低いというふうには思っておりません。できるだけ、そうした給与、ラスパイとの関連もあるでしょうけども、ラスパイも一

つの、私自身は基準だというふうに思っておりますので、それと照らし合わせて、この町の経済状況等を考えれば、そういうレベルであろうかというふうな認識はしております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 先ほどから、どうも今の町長の答弁を聞くと、時間がありませんから深く論議は、また、別の機会にやりたいと思いますけども、92.5%でしょう。これはうそじゃないですよ。100に限りなく近づきたいと思っているわけでしょう。そうすると、いや100でなくていいと、90ぐらいでいいんだという認識なら別ですよ。そうだとしたら、ここには矛盾があるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 国家公務員の、そうした給与と比べて、その92.5%ということでございますので、100がいいとか悪いとかいうことじゃなしに、一つの基準として見させていただいております。できるだけ100に近くなるようにということですけども、その100より超えるときもあつたんですし、また、100以下のときも、今、そういう状況にあるというふうな、そういうとらえ方をしております。

お答えになったかどうかわかりませんが。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 時間が後2分しかないので、あれですが、結局、結論だけ言っておきますと、ラスパイレスというけれども、100を切り出してから、もう大方20年でしょう。だから、この実態がずっと永久化しているんですよ。もう恒常化しているんです。ここが問題なんです。格差を是正するというを言いながら、こういうことが続いているんです。言い出したら切りがないのでほどほどにしますが、次の質問です。

今回のラスパイレスですね、これを、まだ、出てないんですけども、担当課長としては、どういう予測を立てられておりますか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 伊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。今回、給与の改定を行ってまいります。額的には、そんな大きなものではないんですけども、大きくラスパイレス指数に反映するかどうかということは、他の要件もちょっと見ないとわからないんですけども、これだけとってみれば、そんな大きな影響を与えるものではないというふうに、私は思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私もあんまり変わらんというふうに思っています。

次に、質問を移ります。変わらんというのは率がですよ。次の質問で組合との合意がおくれたということですが、なぜおくれたのかというのは、先ほどお話聞きました。結論から言います。後1分ですから。町行政として、時間の問題で上待ち、京都府や国の、町でなくて、町独自に今の労働の実態や、それから、町内の財政事情や、やるべき課題の関係や、こういうことで判断すべきは町自身が早くから持つべきではないんですか、もっと。この点はいかがですか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） そういったお考えもあろうかと思っておりますけども、人事院の勧告、国家公務員について人事院の勧告、それから、その後、各都道府県、あるいは政令指定都市の人事委員会の勧告

があります。さらに京都府内の市町村、北部に限ってもいろいろとばらつきがあります。そういった中で国の考え方、それから、府の考え方、さらに近隣の市や町の考え方もやはり総合的に検討する必要があるかと思えます。ただ、結果として、ことしに限って申し上げますと、いかにも短期間で組合に検討をお願いすることになりましたので、このことは深く反省をいたしております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう最後になりましたので、今の点で私の意見というのか、見解も述べておきたいと思うんですが、行革が一番大きな重荷になっていると思うんですね、ここ本町の場合ですけどね。これは前にも申し上げましたが、職員給与というのは、給与の削減というのは、これは最後の最後なんですね。いろんな手を打って、無駄を省いて、その最後ですよ、生活を全部抱えているんですから、200人、300人の人を。だから、そういう角度をしっかりと持ちながらしてほしい。この最大の理由はね、職員のまちづくりへの意識です。意識の低下を招くようなことは絶対してはいけないというふうに思っています。今、事故が起きたとか、いろいろありましたよね。それはやっぱり、それが原因だとは思いませんけども、そういうやっぱりやる気ができる、持てる環境を、どれだけつくるかということが大事だと思います。終わります。

議 長（井田義之） これで暫時休憩をいたします。

午後3時5分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時50分）

（再開 午後 3時05分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、職員の給与に関する条例等の一部改正についての質疑を続行いたします。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、1点だけ総務課長にお尋ねをします。

先ほど来の質疑の中で、いわゆる給与構造改革の経過措置ですね。これが廃止になるということなんですけどね。報道されておるところを読みますと、いわゆる廃止されたことによる原資を用いて、そして、復元をすると、今までの分をとということで、具体的なこととして中堅層に対しまして、24年4月に36歳未満の職員については最大2号俸、それから、36歳以上42歳未満の職員も最大1号俸、こういうふうに報道されておりますが、こういう理解でよろしいんでしょうか。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、勢旗議員から現給保障の今後の廃止に向けての動きということでございます。国家公務員につきましては、このときに3号給しか。飛び越してないですね。その1号給を回復させるということでございます。これにつきまして、私が承知いたしておりますのは、今後の若年層への、いわゆる給与の削減を波及させないということが第1点になると思います。それから、定年制の延長ということが出ております。そういった原資にしていくために現給保障のカットをしていきたいと、その原資にしていきたいというふうな国会なりの動きがあるように承知をいたしております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、この与謝野町場合で考えますと、具体的には、どういうことになりま
すかな。特にもう一つ気になっておりますのは、いわゆる人事院規則で、その他、現在、まだ、
この年齢に入らない職員ですね。これについては1号俸を復元すると、こういうふうに書いてあ
る部分があるんですけどね、ここのところも含めてお願いします。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） まず、1号給の件でございます。本町は1号給、3号給を採用しておりません。
4号級の上げということにしておりますので、この影響はないかと思えます。

それから、もう1点につきましては、どのように影響するか。いわゆる50代の課長、それか
ら主幹クラス、この辺に大変影響が出てくるというふうに思っております。

1 5 番（勢旗 毅） はい、終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第116号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第116号 与謝野町職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案の
とおり可決することに決定しました。

以上で、本臨時会の日程はすべて終了しました。

これで、第40回平成23年11月臨時会を閉会します。

12月1日から12月定例会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

（閉会 午後 3時09分）

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員